

平成 21 年 11 月 18 日

建築基準法等に関する意見について

社団法人日本設備設計事務所協会

本協会は、建築基準法等に関する意見について、所属の会員並びに地区組織の現場からの意見の提出を依頼したところ、多くの意見が寄せられた。

本協会は、国内の全域から寄せられたこれらの意見を踏まえ、住宅・建築物の建築設備の設計及び工事監理の品質の確保とともに、地球環境に係る建築物のストックマネジメント及び改正省エネルギー法の担い手としての建築設備士を活用した新たな専門資格者制度が必要であるとの観点から、下記のように意見を取りまとめた。

記

ヒアリングの対象項目

(1) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度について

③構造／設備設計一級建築士

・設備設計一級建築士による設計への関与義務付け

設備の専門性を重視したという点において、設備系建築士を定めた設備設計一級建築士制度を評価している。

しかし、資格者の活用についての見直しが必要であり、その意見を述べる。

【意見】関与義務付けの「対象」を見直す必要がある。

【理由】<設備設計一級建築士による設計への関与義務付けは、一義的には意匠系一級建築士が自ら行った設備設計図書の法適合性を担保するために設けられ、特定規模が定められた。その特定規模に問題がある。建築基準法上の建築設備の設置基準は、それぞれの設備ごとに、建築用途や構造、規模等によって定められている。建築基準法の建築設備に限ってみると、資格者の関与が義務付けられている3階5,100㎡の学校より、8階4,900㎡の病院の方がはるかに法適合性において重要な建築物である。にもかかわらず、関与が義務付けられていないなどの矛盾があり、関与義務付けの「対象」を見直す必要がある。>

(2) 改正建築基準法、改正建築士法に基づく制度のあり方について

⑤建築士等の資格制度のあり方

建築士の設計及び工事監理の業務独占を定めた建築士法は、施行から60年を経ており、その資格者制度を抜本的に見直す時期が来ている。

【意見】抜本的な設計資格者制度を見直し、専門資格者制度とする必要がある

【理由】<建築物の設計に関し、設計者制度の抜本的な見直しが必要である。建築設計の意匠・構造・設備の専門家がそれぞれ権限と責任を持つ資格制度が望まれる。

「誰が、実際に線を引いたのか」という、建築主等消費者に設計した人の顔が見える制度が、建築物の安全と安心を与え、建築設計の信頼を得る。>